

十方山林道（細見谷林道）すなわち  
緑資源幹線林道 大朝・鹿野線 戸河内・吉和区間  
（二軒小屋・吉和西工事区間）  
環境保全に関する意見書・要望書集

< 資料集 No. 1 >

2003.03.23、細見谷溪畔林（西中国山地国定公園）を縦貫する大規模林道事業の中止および同溪畔林の保全措置を求める要望書（日本生態学会 第50回大会決議）要望書提出先（提出日）：廿日市市（5/8）環境大臣・農林水産大臣（5/12）、広島県・緑資源公団（5/28）

なお、本要望書提出等に関する経過報告（2003年分）については  
広島フィールドミュージアム>>細見谷溪畔林保全活動記録の中にくわしい  
<http://www8.ocn.ne.jp/~miyajima/keika.htm>

2004.11.28、環境保全調査検討委員各位に対する公開質問状  
（金井塚務・安溪遊地・河野昭一・中根周歩・福田宏）  
2004.12.07、上記に対する回答  
（環境保全調査検討委員一同）

この公開質問状は、第3回検討委員会（2004年11月09日）傍聴、あるいは議事録閲覧によって生じた疑問を受けて、学者グループから提出されたものである。検討委員会の回答に対する提出者からのコメントおよび一般市民の声については、広島フィールドミュージアム>>細見谷溪畔林保全活動記録の中にくわしい。  
<http://www8.ocn.ne.jp/~miyajima/shitumon.htm>

2005.08.04、農林水産大臣・環境大臣宛陳情書（および補足説明）  
（原戸・高木・安溪・金井塚）

## 細見谷溪畔林（西中国山地国定公園）を縦貫する大規模 林道事業の中止 および同溪畔林の保全措置を求める要望書

2003年3月23日 日本生態学会第50回大会総会

提出先：環境大臣、農林水産大臣、広島県知事、廿日市市長、緑資源公団

出典：日本生態学会 自然保護委員会のページ

[http://www.esj.ne.jp/esj/ESJ\\_NConsv/2003hosomidani.html](http://www.esj.ne.jp/esj/ESJ_NConsv/2003hosomidani.html)

広島県西部旧吉和村（現廿日市市）の細見谷は、西中国山地に残るよく保全された溪畔林として全国的に見ても貴重である。それだけでなく、低山帯の斜面に発達したブナ林から谷底の平坦地の溪畔林・溪流に到る移行帯が他に類をみない規模（幅約 200m、長さ約 10km）と良好な保存状態で現存している。溪畔林は、またこの地域の野生生物にとって「コリドー」としてのきわめて重要な役割をはたしていると考えられる。

最新の調査によれば、溪畔林の高木層は、ブナ、イヌブナ、サワグルミ、トチノキ、ミズナラ、オヒョウ、ミズメ、ナツツバキなど、多様な樹種で構成され、オニツルウメモドキなどの巨大なつる植物が多いなど、極めて多様性に富んだ林相をもつ。林内や林道沿いには、環境省版レッドデータブック掲載種のおもごうテンナンショウ（絶滅危惧 IA 類）、ヤマシャクヤク、ノウルシ、アテツマンサク、広島県版レッドデータブック掲載種のミツモトソウ、キシツツジ、オオマルバノテンニンソウなどが生育している。また、環境省版レッドデータブックの絶滅危惧 IB 類のクロホオヒゲコウモリが中国地方第二の記録として 2002 年夏に確認されている。さらに、クマタカを始めとする鳥類・両生類（とくに分布域の西南限のヒダサンショウウオと西限のハコネサンショウウオ、ニホンヒキガエル）、昆虫相などに関する調査結果からも、細見谷の溪畔林がけた外れに種多様性に富み、今日の西南日本では他に例をみない存在であって、国レベルでの第一級の保全対象とされるべきものであることが明らかにされている。

しかるに、現在、緑資源公団を事業主体として、西中国山地国定公園を縦貫する大規模林道事業（大朝・鹿野線。戸河内吉和区間）が 1990 年度に着工され、2000 年度の林野庁による事業の再評価の結果、事業の継続が決定された。細見谷の溪流にそって自然林を縦貫する予定の未着工の二軒小屋・吉和西區がここに含まれている。2004 年度に計画されている当該区間の着工がもし実施されれば、「溪畔林部分は原則として拡幅しない」とする工法をとったとしても、林道沿いに集中して分布する多種の植物種の生育地や小型サンショウウオ類の生息地の破壊は避けられない。また、いかなる種類の舗装工事でも林道下を伏流して溪畔に至る豊富な地下水を遮断して溪畔植物群落に重大なダメージをおよぼし、溪畔林の衰退をもたらす恐れが強い。

広島県は戸河内・吉和区間の事業認可（1976 年度）直後の 1978 年度に特定植物群落・「三段峡の溪谷植生」・「細見谷の溪谷植生」を選定した。この時、調査を担当した研究者は「三段峡の溪谷植生」を樽床ダム～柴木の間、「細見谷の溪谷植生」を水越峠～吉和川との合流点までとし、「細見谷の溪谷植生」を「きわめて貴重な溪谷林」と評価していた。しかし、広島県はこうした指摘に関わら

ず、大規模林道の予定ルートに当たる部分および水越峠以南の「細見谷の溪谷植生」を除外して特定植物群落を最終的に選定した。「環境影響評価の基礎資料」と位置付けられる特定植物群落の選定において、結果的に細見谷の自然の重要性が過小評価されたことはきわめて遺憾である。

これらの事実に基づき以下の3点を要望する。

- 1．二軒小屋・吉和西工事区間の事業の中止。
- 2．細見谷地域における地質・生物の公開調査を行うこと。その際、住民・専門家・環境NGO等との合同調査とすること。
- 3．細見谷地域の国有林の厳格な保全措置を講じ、水源林・水辺林管理の新たなモデル地区とすること。

以上決議する。

# 緑資源幹線林道大朝・鹿野線戸河内・吉和区間二軒小屋・吉和西

## 工事区間の環境保全調査検討委員各位に対する公開質問状

2004年11月28日

環境保全調査検討委員 各位

広島フィールドミュージアム 金井塚 務  
細見谷流域研究者グループ 安溪 遊地  
国際自然保護連合生態系保全委員会委員 河野 昭一  
広島大学大学院生物圏科学研究科教授 中根 周歩  
岡山大学農学部水系保全学研究室助教授 福田 宏

細見谷溪畔林（西中国山地国定公園）を縦貫する緑資源幹線林道計画に対しかねてより同溪畔林の保全を求めて日本生態学会をはじめさまざまな NGO が工事中止を要望しています。それに対し緑資源機構では検討委員会を設置して、「林道工事の実施に伴う影響の予測・評価及び保全措置を専門的、学術的な見地から検討する」としております。

しかしながら、委員会を傍聴し、議事録を閲覧した限りでは、検討委員会での議論の内容が保全に対して正面から取り組まれていないような気がしております。

例えば、11月9日に行われた第3回検討委員会では、生態系全体に及ぼす影響評価をとの意見に対し、その重要性に関しては認めるものの、調査方法の困難さと時間がかかることを理由に検討を棚上げするなど、本来の任務である溪畔林保全の重要性を考慮した検討が十分ではないと感じています。

そこで僭越ではございますが、細見谷溪畔林をフィールドとしている研究者グループを代表して以下の素朴な疑問にお答え頂きたいと公開質問状を認めました。ご多忙中とは存じますが、検討委員会の責務の重大性に鑑みご回答頂きますようお願い致します。

なお、勝手ながら回答期限は12月10日とし、封書またはE-mailにてお願い致します。

検討委員の皆様は、緑資源機構から溪畔林という極めて特殊な生態系に対して「専門的、学術的な立場から検討するため」という理由で選任されております。そこでお伺いします。

1. 貴方のご専門分野と研究内容について、溪畔林との関わりという点からお知らせ下さい。また、溪畔林に関わる研究業績（発表・未発表を問いません）についてなるべく具体的にお知らせ下さい。

2. 細見谷溪畔林の特性について、ご自身の研究歴と関連してどのような見解をお持ちでしょうか。

3. 林道を舗装した場合に、溪畔林全体にはどのような影響が出るとお考えですか。生態学的な観点からご回答下さい。またその影響をどのように評価なされますか。  
さらに車両通行量やアウトドア利用の増大に伴う影響についてはどのようにお考えでしょうか。あわせてご回答をお願いします。
4. 現在の検討委員会で議論されている保全措置は、個別種に限られていますか、それだけで溪畔林生態系の保全は十分だとお考えですか。
5. 検討委員の中に両生類や水生昆虫、陸棲貝類などを専門とする委員がいないようですが、その点に関してはいかがお考えでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。
6. 検討委員会での協議日程があらかじめ決まっているようですが、それで議論は尽くせるとお考えですか。あるいは、それほど林道建設を急ぐ必要があるとお考えですか。
7. 細見谷溪畔林周辺の林業の実態についてどのような見解をお持ちですか。
8. 溪畔林保全に関わる議論を尽くすためにも、林道工事と溪畔林保全を巡る議論を公開で行いたいと考えています。そうした公開討論会に出席されるお考えはございますか？

ご回答は、同封の封筒をご利用の上下記宛先までご送付下さい。

広島フィールドミュージアム  
金井塚 務

なお、頂きましたご回答は、各NGOのHP上で公開し、あわせて各マスメディアに対して広報したいと考えています。もし、期限内にご回答頂けない場合には、その旨を記して同様の処置をとらせていただきたいと思いますのでなにとぞご了承下さい。

2005年8月4日

農林水産大臣 島村 宜伸 殿

細見谷保全ネットワーク

廿日市・自然を考える会 代表	高木 恭代
森と水と土を考える会 会長	原戸祥次郎
広島フィールドミュージアム 会長	金井塚 務
細見谷流域研究者グループ 世話人	安溪 遊地

陳 情 書

私たちは、次のことを求めます。

- 1 . 緑資源機構環境保全調査検討委員会に、現地をよく知る研究者、NGOの参加を求め、より事実に基づいた議論をすること。その上で、検討項目を再吟味し、現状を把握するための調査をやり直すこと。
- 2 . 同委員会の検討結果を、工事中止を含む将来に向けた溪畔林地域利用のための基礎資料として尊重すること。また、林道完成後の移管先である廿日市市に対しても尊重させること。
- 3 . 移管先の廿日市市が負担すべき維持費を明示すること。また、廿日市市は透水性舗装の維持管理の予算が確保できないことを理由にアスファルト舗装を求めているが、補償的な予算措置の可能性を明らかにされたい。
- 4 . 市民の疑問や要望に誠実に対応するよう、監督官庁として機構を指導すること。

以上

2005年8月4日

環境大臣 小池 百合子 殿

細見谷保全ネットワーク

廿日市・自然を考える会 代表	高木 恭代
森と水と土を考える会 会長	原戸祥次郎
広島フィールドミュージアム 会長	金井塚 務
細見谷流域研究者グループ 世話人	安溪 遊地

陳 情 書

私たちは、次のことを求めます。

- 1 . 細見谷溪畔林の重要性に鑑み、同地域を西中国山地国定公園、特別保護地域または第 1 種特別保護地域に格上げするよう、広島県に強く働きかけること。同時に、同溪畔林をラムサール条約登録に向けて適正な措置を講じること。
- 2 . 同溪畔林地域は魚食によるツキノワグマの高密度生息が可能な地域であり、その特異的環境を配慮してツキノワグマの保護地域とし、孤立個体群の安定的維持に努めること。
- 3 . 緑資源機構環境保全調査検討委員会に、現地をよく知る研究者、NGOの参加を求め、より事実に基づいた議論をすること。その上で、検討項目を再吟味し、現状を把握するための調査をやり直すこと。
- 4 . 同委員会の検討結果を、工事中止を含む将来に向けた溪畔林地域利用のための基礎資料として尊重すること。
- 5 . 上記 3 及び 4 については、細見谷溪畔林生態系の種多様性保全の重要性に鑑み、関係機関等に助言・勧告をすること。

以上

2005年8月4日

農林水産大臣 島村宜伸 殿

細見谷保全ネットワーク

廿日市・自然を考える会	代表	高木 恭代
森と水と土を考える会	会長	原戸祥次郎
広島フィールドミュージアム	会長	金井塚 務
細見谷流域研究者グループ	世話人	安溪 遊地

緑資源幹線林道計画に関する陳情書の補足説明

・細見谷溪畔林生態系保全の観点から

広島県廿日市市吉和の細見谷溪畔林（西中国山地国定公園）を縦貫する緑資源幹線林道に関しましてはこれまでも、日本生態学会をはじめ、地元の環境NGOがこぞって建設中止を求めています。同計画については、平成12年度の再評価委員会で、環境保全に関して十分な配慮の上着工との答申を受け、有識者による環境影響評価検討委員会を立ち上げ、専門的・学術的な立場から、溪畔林を中心とする同地域の自然の保全を図るべく検討を重ねているとのことですが、未だ、調査報告書素案の承認には到っていません。

そのもっとも大きな原因は、環境影響評価をするための基礎データが決定的に不足していることと考えざるを得ません。これまで私たちは、欠かさず検討委員会の傍聴をしてきましたが、そこでの議論は総体的に見ても、議論の基となるデータが示されず、憶測ばかりが飛び交うようなものです。

この間、地元NGOと協働して様々な分野の研究者が立ち入り調査を続けています。その結果、報告書案には記載されていない、植物群落の存在やニホンコテングコウモリやアナグマの生息が確認されたり、未記載種の陸棲貝類数種（新種の可能性のあるものを含む）や極めて多様な水生昆虫層の存在が確認されたりしつつあります（添付資料）。

また、絶滅の恐れのある地域個体群として環境省RDBに記載されているツキノワグマの中核的生息域として重要な地域でもあります。特に、ツキノワグマに関しては、広島・島根・山口の三県が共同して特定鳥獣保護管理計画を実施している最中です。昨年度は、集中豪雨や台風の影響によって、ツキノワグマが集落に出没し、230頭を超える個体が捕殺処分されています（推定生息数280-680、中央値480）。同計画によれば、個体群維持のために、年間除去数を48頭以下に抑える事としていましたが、それを大幅に超える結果となり、同地域の個体群の存続にとって極めて危険な状況となっています。こうしたツキノワグマの集落への出没は、かつてあった豊かな森と川が失われ、個体群の分散化の結果と見る事ができます。したがって、クマ問題の解決には、クマが高密度に生息できる、生産力豊かな森と川を取り戻す事が重要な課題となります。

細見谷地域では、この冬に、2カ所で越冬した可能性が高い証拠が得られ、今年にはいっても多くの食痕、生活痕、写真撮影などによる生息確認の証拠を得

ており（広島フィールドミュージアムの調査）同地域が西中国山地個体群の存続にとって極めて重要な地域であることが示されています。溪畔林という種の多様性を支える生物生産量の豊かさ（例えば溪流魚がツキノワグマの冬眠前の食料となる）が、ツキノワグマのような大型ほ乳類の高密度での生息を保証しています。

しかしながら、同検討委員会ではこうした議論がなされていません。主な理由は二つあります。

第一に、ツキノワグマをはじめとする生物各種の生活実態を把握したデータが示されず、具体的な議論が成り立たないこと。

第二に、細見谷溪畔林の生態学的特性を知る委員がほとんどいないこと。これまで、委員会の傍聴をしてみて、検討委員の方々の中に溪畔林の特異的な生態を把握している専門家がないこと、現地の状況を知る委員がほとんどいないことが明らかになって来ました。傍聴席から失笑が洩れたり、事実誤認を指摘する声が上がったりするなど、およそ専門的・学術的な議論とはほど遠い内容です。特に、両生・は虫類、水生昆虫、陸棲貝類（この分類群については議題にも上がりません）については、素人以下のちぐはぐな議論が出ています（詳細は議事録でご確認下さい）。溪畔林の保全に関しては、これら湿地の生物群の動態が極めて重要な存在で、溪畔林の多様性と生物生産の担い手でもあります。この他にも食葉性昆虫と水生生物（魚類等）の動態も同じく重要です。しかるにこうした水辺の生物相に極めて大きな影響を与える、微細な環境での温度、湿度、流量変化などは、なんの議論もされていません。拡幅もなく、路面の舗装だけなので周辺環境に与える影響はないという扱いで議論が進んでいます。湿地の生物群についてみれば、路面の舗装による輻射熱による周辺温度の上昇、乾燥化、流量変化の増大など生存を左右する環境変化がまったく考慮されていないなど、これまでの議論は溪畔林生態系の保全にとって、極めて不十分な内容です。

以上の観点から、次のことを要求します。

- 1. 検討委員会に、現地をよく知る研究者、NGOの参加をもとめ、より事実に即した議論をすること。
- 2. 1.で構成された委員会で検討項目を再吟味し、現状を把握するための調査をやり直すこと。
- 3. 同委員会での検討結果を、工事中止を含む将来にむけた溪畔林地域利用のための基礎資料として尊重すること。

### ．社会・経済的観点から

これまで示されてきた緑資源幹線林道の果たすべき役割、すなわち 1.周辺地域の林業を振興するための骨格的道路 2.ワサビ産業の振興 3.災害時のエスケープ道路 4.農村と都市間との地域交流 5.広島県西部地域の人工林整備事業等、についてはどれも実態に即してみれば合理的とは言えないものであることは、これまでの申し入れではっきりしてきたことです。

これとは逆に、生物多様性条約やそれに基づく生物多様性国家戦略では、生物の多様性を分断するような事業の禁止を求めています。このような社会的状況の変化をふまえれば、細見谷溪畔林という西日本に希有な生物多様性を誇る細見谷溪畔林を保全することは何にもまして優先されるべき課題であることが関係各所から指摘されています。このような第一級の保全対象であるべき溪畔林生態系を分断し、衰退させる危険性をはらむ、緑資源幹線林道を設置するにはそれなりの合理的理由が求められます。私たちはこれまでも、すでに設置されている十方山林道を丁寧に修復しつつ利用することを提言しています。間伐等の林業整備はこれで十分行えるのではないのでしょうか。これまで、林道が整備されていないことが森林整備の遅れの理由として説明されていますが、それは詭弁以外の何者でもないことは明らかです。大面積皆伐、拡大造林計画は整備ができないことを前提に進めてきたとでもいうのでしょうか。同計画の破綻は、林道整備の遅れにあるのではないことははっきりしています。仮に、当該地域に幹線林道が敷設された場合に、細見谷溪畔林地域ではどのような整備が実施され、溪畔林にはどのような保全策が講じられるのでしょうか。これまでのいきさつを観察していると、幹線林道の目的は、林道工事そのものにあるとしか考えられません。そこで以下の質問に具体的にお答え下さい。

- 1. これまで、全国各地で供用が始まっている幹線林道（大規模林道）周辺での林業振興の実態。生産量の変化、整備事業の進行状況とそれが地域経済に寄与した事例及び車両通行量の実態。
- 2. 二軒小屋・吉和西区間完後、移管先の廿日市市が負担すべき維持費（透水性舗装は高圧洗浄をこまめに繰り返しても寿命は10年ほどといえます。工期は8年かかる予定ですから、移管後間もなく舗装の再工事が必要となります。高圧洗浄と再工事にかかる維持費の概算）を明示すること。
- 3. 上記舗装は、溪畔林保全に不可欠とのことで採用されています。廿日市市では維持管理のための予算措置がとれないことを理由に舗装を求めています。こうした状況で保全上必要な機能を維持するための補償措置にはどのようなものが準備されていますか。
- 4. 改めて緑幹線林道の設置目的をお聞かせ下さい。

## ・ 検討委員会のあり方について

緑資源幹線林道の事業主体である緑資源機構は、昨年6月「緑資源幹線林道 大朝・鹿野線 戸河内・吉和区間（二軒小屋・吉和西工事区間）の環境保全調査のとりまとめにあたり、林道工事の実施に伴う影響の予測及びその保全対策等を専門的・学術的な見地から検討するため」として、「緑資源幹線林道 大朝・鹿野線 戸河内・吉和区間（二軒小屋・吉和西工事区間）環境保全調査検討委員会」を設置し、計7回の委員会を開催しました。

私たちはこの委員会に注目し、また「動物・植物等の学識経験者から構成する」とされている委員会メンバーによる真摯な検討を期待して、傍聴が許可さ

れた第2回以降のすべての委員会を傍聴してきました。しかしその結果、委員会の検討内容や委員会の進め方などについて数々の疑問を持たざるを得ず、このままではこの委員会の出す結論は極めて不公正なものになると断ぜざるを得なくなりました。以下について、監督官庁としての厳正な対応を求めます。

#### A．検討委員会の公正な運営について

委員会メンバーには別紙添付した資料にあるとおり、委員会の目的や委員の役割を勘違いしているとしか思えない発言が目立ちます。また、「細見谷溪畔林生態系保全の観点から」でも指摘したように、検討委員の議論にも多くの瑕疵や誤解に基づくものがあります。傍聴者として指摘したくとも発言を禁止されている以上、それもできません。こうした事態は、常に生じる可能性があります。よりよい議論を行い、住民のコンセンサスを得る意味からも前記の通り、**委員会構成の再考をお願いします。**

#### B．公開質問状・公開要望書の扱いについて

私たちおよび私たちと同様の姿勢を持つ市民は、委員会の傍聴を続ける一方、委員会検討についての疑問や「こうあるべき」という意見を、緑資源機構理事長や委員会座長に宛てて公開質問状・公開要望書という形でたびたび送ってきました。しかし、それらに対する回答は私たちの質問や要望に答えるものではありませんでした。質問とは関係ないことを「回答」としたり、意味不明の「回答」であったりしたため、何度も同じ質問を繰り返さざるを得ないことにもなりました。

このような、緑資源機構の態度については、検討委員会でも取り上げられています。意見公募の結果、集約された意見に対する機構の考え方を巡って、ある委員から「不誠実な対応」との指摘がなされています。また過去数度にわたる申し入れでも、相互に情報を交換して、よりよい解決と見いだすと合意をしているにもかかわらず、緑資源機構のこうした市民無視の姿勢は厳しく問われなければなりません。国税・県税・市税を使つての事業であり、中国地方に残された極めて貴重な自然の存亡に関わる事業でもあります。**市民の疑問や要望に誠実に対応するよう、担当官庁として緑資源機構への指導をお願いします。**

以上

2005年8月4日

環境大臣 小池 百合子 殿

細見谷保全ネットワーク

廿日市・自然を考える会 代表	高木 恭代
森と水と土を考える会 会長	原戸祥次郎
広島フィールドミュージアム 会長	金井塚 務
細見谷流域研究者グループ 世話人	安溪 遊地

緑資源幹線林道計画に関する陳情書の補足説明

・細見谷溪畔林生態系保全の観点から

広島県廿日市市吉和の細見谷溪畔林（西中国山地国定公園）を縦貫する緑資源幹線林道に関しましてはこれまでも、日本生態学会をはじめ、地元の環境NGOがこぞって建設中止を求めています。同計画については、平成12年度の再評価委員会で、環境保全に関して十分な配慮の上着工との答申を受け、有識者による環境影響評価検討委員会を立ち上げ、専門的・学術的な立場から、溪畔林を中心とする同地域の自然の保全を図るべく検討を重ねているとのことですが、未だ、調査報告書素案の承認には到っていません。

そのもっとも大きな原因は、環境影響評価をするための基礎データが決定的に不足していることと考えざるを得ません。これまで私たちは、欠かさず検討委員会の傍聴をしてきましたが、そこでの議論は総体的に見ても、議論の基となるデータが示されず、憶測ばかりが飛び交うようなものです。

この間、地元NGOと協働して様々な分野の研究者が立ち入り調査を続けています。その結果、報告書案には記載されていない、植物群落の存在やニホンコテングコウモリやアナグマの生息が確認されたり、未記載種の陸棲貝類数種（新種の可能性のあるものを含む）や極めて多様な水生昆虫層の存在が確認されつつあります（添付資料）。

また、絶滅の恐れのある地域個体群として環境省RDBに記載されているツキノワグマの中核的生息域として重要な地域でもあります。特に、ツキノワグマに関しては、広島・島根・山口の三県が共同して特定鳥獣保護管理計画を実施している最中です。昨年度は、集中豪雨や台風の影響によって、ツキノワグマが集落に出没し、230頭を超える個体が捕殺処分されています（推定生息数280-680、中央値480）。同計画によれば、個体群維持のために、年間除去数を48頭以下に抑える事としていましたが、それを大幅に超える結果となり、同地域の個体群の存続にとって極めて危険な状況となっています。こうしたツキノワグマの集落への出没は、かつてあった豊かな森と川が失われ、個体群の分散化の結果と見る事ができます。したがって、クマ問題の解決には、クマが高密度に生息できる、生産力豊かな森と川を取り戻す事が重要な課題となります。

細見谷地域では、この冬に、2カ所で越冬した可能性が高い証拠が得られ、今年にはいっても多くの食痕、生活痕、写真撮影などによる生息確認の証拠を得

ており（広島フィールドミュージアムの調査）同地域が西中国山地個体群の存続にとって極めて重要な地域であることが示されています。溪畔林という種の多様性を支える生物生産量の豊かさ（例えば溪流魚がツキノワグマの冬眠前の食料となる）が、ツキノワグマのような大型ほ乳類の高密度での生息を保証しています。

しかしながら、同検討委員会ではこうした議論がなされていません。主な理由は二つあります。

第一に、ツキノワグマをはじめとする生物各種の生活実態を把握したデータが示されず、具体的な議論が成り立たないこと。

第二に、細見谷溪畔林の生態学的特性を知る委員がほとんどいないこと。これまで、委員会の傍聴をしてみて、検討委員の方々の中に溪畔林の特異的な生態を把握している専門家がいらないこと、現地の状況を知る委員がほとんどいないことが明らかになってきました。傍聴席から失笑が洩れたり、事実誤認を指摘する声が上がったりするなど、およそ専門的・学術的な議論とはほど遠い内容です。特に、両生・は虫類、水生昆虫、陸棲貝類（この分類群については議題にも上がりません）については、素人以下のちぐはぐな議論が出ています（詳細は議事録でご確認下さい）。溪畔林の保全に関しては、これら湿地の生物群の動態が極めて重要な存在で、溪畔林の多様性と生物生産の担い手でもあります。この他にも食葉性昆虫と水生生物（魚類等）の動態も同じく重要です。しかるにこうした水辺の生物相に極めて大きな影響を与える、微細な環境での温度、湿度、流量変化などは、なんの議論もされていません。拡幅もなく、路面の舗装だけなので周辺環境に与える影響はないという扱いで議論が進んでいます。湿地の生物群についてみれば、路面の舗装による輻射熱による周辺温度の上昇、乾燥化、流量変化の増大など生存を左右する環境変化がまったく考慮されていないなど、これまでの議論は溪畔林生態系の保全にとって、極めて不十分な内容です。以上の観点から、次のことを要望します。

1. 環境省として、細見谷溪畔林の重要性に鑑み、同地域を西中国山地国定公園、特別保護地域または第 1 種特別保護地域に格上げするよう、広島県に強く働きかけること。
  2. 同時に、同溪畔林をラムサール条約登録に向けて適正な措置を講じること。
  3. 同溪畔林地域は魚食によるツキノワグマの高密度生息が可能な地域であり、その特異的環境を配慮してツキノワグマの保護地域とし、孤立個体群の安定的維持に努めること。
  4. 検討委員会に、現地をよく知る研究者、NGO の参加をもとめ、より事実に基づいた議論をすること。
  5. 1. で構成された委員会で検討項目を再吟味し、現状を把握するための調査をやり直すこと。
  6. 同委員会での検討結果を、工事中止を含む将来にむけた溪畔林地域利用のための基礎資料として尊重すること。
- 4、5、6 の項目については細見谷溪畔林生態系の種多様性保全の重要性に鑑み、関係機関等に助言・勧告をすること。

以上